

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成30年2月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700287号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700035号

## 第1 結論

昭和63年9月から平成元年3月までの請求期間、平成元年5月から同年12月までの請求期間、平成2年6月から平成3年8月までの請求期間、平成3年9月の請求期間、平成5年1月の請求期間、平成5年8月から平成8年3月までの請求期間、平成12年5月及び同年6月の請求期間、平成12年7月の請求期間、平成16年4月から同年6月までの請求期間、及び平成16年12月から平成17年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、昭和61年6月から平成22年2月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和63年9月から平成元年3月まで  
② 平成元年5月から同年12月まで  
③ 平成2年6月から平成3年8月まで  
④ 平成3年9月  
⑤ 平成5年1月  
⑥ 平成5年8月から平成8年3月まで  
⑦ 平成12年5月及び同年6月  
⑧ 平成12年7月  
⑨ 平成16年4月から同年6月まで  
⑩ 平成16年12月から平成17年3月まで  
⑪ 昭和61年6月から平成22年2月まで

私の国民年金加入手続については、昭和61年6月頃に、私がA町で行った。請求期間①については、全額申請免除となっているが、昭和63年9月から平成元年3月頃までの間に、私が約5万3,900円の保険料を数回に分けてA町役場で納付した。

請求期間②については、全額申請免除となっているが、平成元年5月から平成2年4月頃までの間に、私が約6万4,000円の保険料を数回に分けてA町役場で

納付した。

請求期間③については、無資格期間となっているが、当時、私は住民異動届けをしないまま出国しており、母親に保険料納付を依頼し、母親が平成2年5月から平成3年9月頃の間、約13万3,000円の保険料をA町役場で数回に分けて納付した旨、帰国後、母親から確認した。

請求期間④については、全額申請免除期間となっているが、平成3年9月から同年12月頃の間、私が約9,000円の保険料をA町役場で納付した。

請求期間⑤については、全額申請免除期間となっているが、平成5年1月から同年7月頃の間、私が約9,700円をA町役場で保険料を納付した。

請求期間⑥については、全額申請免除期間となっているが、平成5年8月から平成8年10月頃の間、私が約35万7,000円の保険料を数回に分けてA町役場で納付した。

請求期間⑦は無資格期間、請求期間⑧は全額申請免除期間となっているが、平成12年12月頃までに、私が約3万3,900円の保険料をA町役場で納付した。

請求期間⑨及び⑩は、半額申請免除期間となっているが、これら期間の保険料（半額分）を納付した上、免除分を、請求期間⑨については平成16年9月頃までに、約1万9,950円を納付し、請求期間⑩については平成17年9月頃までに、約4万6,970円の保険料を、私がB金融機関C支店で納付した。

請求期間⑪については、私の年金手帳には、付加年金に加入したことが記載されており、私も付加年金保険料納付の申出を数回行い、付加保険料を納付した記憶があるが、私の年金記録には、そのことが記載されていない。

請求期間①及び②については、当時、小学校の同級生がA町役場の年金担当課に勤務しており、平成29年8月に本人に確認したところ、私が昭和から平成にかけて何度か役場を訪れ、対応したことを覚えているとのことであった。

また、請求期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、当時の預金通帳を、請求期間⑨及び⑩については、平成16年分及び平成17年分の確定申告書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月にA町において払い出されており、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年6月を国民年金被保険者資格取得時期とする事務処理が行われたものと推認される。
- 2 請求者は、請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑧について、年金記録では全額申請免除期間となっているが、A町役場において保険料を納付したとし、請求期間⑨及び⑩については、半額免除期間となっているが、これら期間の保険料（半額分）を納付した上、免除分の保険料をB金融機関で納付したとして年金記録の訂正を請求している。

免除申請がなされた期間の保険料の納付については、平成13年度までは国民年金法の規定はなく、A町は、免除申請後に保険料納付の申出があった場合、納付書を交付し、保険料の納付があれば、納付済みの取り扱いとしていた旨回答しており、社会保険庁（当時）においては、後述の請求期間④後の平成3年10月及び請求期間⑦前の平成12年4月のように、納付された保険料は、還付又は納付記録に反映する処理が行われていた。平成14年度以降は、国民年金法の改正により、免除申請後の納付はできず、納付するには申請免除取消申請を行うことが必要とされている。

請求期間①及び②については、請求者が記憶する期間内にこれら請求期間の保険料を納付したとすると、現年度保険料としてこれら期間の保険料が納付されたことになるが、請求者は、これら期間の保険料を数回に分けて納付したとするものの、その具体的時期は覚えていないとしており、当時の状況の詳細は不明である。また、i) A町の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、これら期間は全額申請免除として記録されていること、ii) 請求者は、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付するためA町役場を訪れたことを、同役場に勤務する小学校の同級生が記憶しているとしているが、当該同級生の聴取において、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付したとするまでの証言を得られないこと、iii) オンライン記録によると、請求期間②の免除申請は、平成元年4月3日に行われ、その承認は、約11か月後の平成2年3月1日に厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失（平成2年1月1日）の処理と同日に行われている。このため、被保険者資格喪失の処理に併せて免除承認又は承認期間の訂正が行われた可能性があるところ、仮にこの間に請求者が請求期間②の保険料を納付していた場合、保険料の還付又は納付記録に反映する措置が講じられたものと推察されるが、その形跡が見当たらないことから、これら期間の保険料は納付されたと推認する事情を見いだすことができない。

請求期間④については、オンライン記録によると、平成4年1月7日に請求期間④及びその翌月である同年10月が全額申請免除期間として承認されている。この承認日と同日に厚生年金保険被保険者資格取得（平成3年11月16日）に伴う国民年金被保険者資格喪失の処理が行われ、その翌日（平成4年1月8日）に納付済みであった平成3年10月の保険料の還付が決議されている。このため、当時、社会保険事務所（当時）は、請求者の年金記録の整理を行っていたことがうかがわれ、仮に請求期間④の保険料が納付されていた場合、その記録が遺漏するとは考え難いほか、請求者が提出した預金通帳（写）において、請求者が請求期間④の保険料に充てたと陳述する額に見合う出金の記録は確認できるものの、それが国民年金保険料として納付されたと推認する事情を見いだすことができないことから、請求者が請求期間④の保険料を納付したと推認することができない。

請求期間⑤については、請求者の記憶する期間内に保険料を納付したとすると、平成5年1月から平成6年4月までに納付した場合は現年度保険料として、平成6年5月から同年7月までに納付した場合は追納保険料として納付したことに

なる。しかし、i) A町の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間⑤は全額申請免除期間として記録されていること、ii) オンライン記録において、請求者が請求期間⑤の追納申出をした形跡は見当たらない上、請求者が請求期間⑥の保険料を納付したとするA町は、国庫金である追納保険料は取り扱っていなかったとしていること、iii) オンライン記録によると、請求期間⑤の免除承認は、平成5年3月18日に厚生年金保険被保険者資格取得（平成5年2月4日）に伴う国民年金被保険者資格喪失の処理と同日に行われており、当時、社会保険事務所は、請求者の年金記録の整理を行っていたことがうかがわれること、iv) 請求者が提出した預金通帳（写）において、請求者が請求期間⑤の保険料に充てたと陳述する額に見合う出金の記録は確認できるものの、それが国民年金保険料として納付されたと推認する事情を見いだすことができないことを踏まえると、請求期間⑤の保険料が納付されていたにもかかわらず、その記録が遺漏したとは考え難い。

請求期間⑥について、請求者は、請求期間⑥の保険料を数回に分けて納付したとするものの、その具体的時期は覚えていないとしており、当時の状況の詳細は不明である。また、請求者の記憶する期間内に保険料を納付したとすると、納付対象月の翌年4月までに納付した場合は現年度保険料として、納付対象月の翌年5月以降に納付した場合は追納保険料として納付したことになるところ、i) A町の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間⑥は全額申請免除期間として記録されていること、ii) オンライン記録において、請求者が請求期間⑥の追納申出をした形跡は見当たらない上、請求者が請求期間⑥の保険料を納付したとするA町は、国庫金である追納保険料は取り扱っていなかったとしていること、iii) 請求期間⑥は32か月と長期間であり、3年度にわたり継続して免除承認された期間の保険料が納付されたにもかかわらず年金記録が遺漏するとは考え難いこと、iv) 請求者が提出した預金通帳（写）において、請求者が請求期間⑥の保険料に充てたと陳述する額に見合う出金の記録は確認できるものの、それが国民年金保険料として納付されたと推認する事情を見いだすことができないことを踏まえると、請求者が請求期間⑥の保険料を納付したと推認することができない。

請求期間⑧について請求者は、請求期間⑦の保険料と合わせて約3万3,900円の保険料を納付した旨陳述しているが、後述のとおり、請求者が請求期間⑦の保険料を納付したとは考え難く、請求者の記憶は必ずしも明確ではない。また、オンライン記録によると、請求者は、平成12年7月24日に請求期間⑧を含む平成12年7月から平成13年3月までの期間が全額免除申請期間として承認されたが、平成12年8月分の保険料から順次、保険料を納付したことから、平成13年5月21日（最終承認処理日）まで7回にわたり承認を取り消し納付記録を反映する処理が行われており、この煩瑣な事務手続が行われた中で請求期間⑧の記録が遺漏したとは考え難い。さらに、請求者が提出した預金通帳（写）において、請求者が請求期間⑧の保険料に充てたと陳述する額に見合う出金の記録は確認できるものの、それが国民年金保険料として納付されたと推認する事情を見いだすこと

ができないほか、請求期間⑧は、基礎年金番号（平成9年1月から公的年金被保険者に付番する制度共通の番号）が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間⑧の保険料を納付したと推認する事情を見いだすことができない。

請求期間⑨及び⑩は、平成14年度以降に係る事案であり、免除申請後に保険料を納付する場合、申請免除取消申請を行う必要があったところ、請求者は、申請免除取消申請を行ったという明確な記憶はないが、保険料を納付した記憶があり、納付に必要な手続はとったはずである旨陳述している。しかし、i) オンライン記録において、請求者が請求期間⑨及び⑩に係る申請免除取消申請を行った形跡は見当たらないこと、ii) 請求者は、平成16年分及び平成17年分の確定申告書（写）を提出しているところ、社会保険料控除として平成16年分に記載されている「国保、国民年金」17万2,100円は、オンライン記録で納付済みとされている国民年金保険料、国民健康保険税及び介護保険料の合計額と一致し、平成17年分に記載されている「国民年金」10万7,940円は、オンライン記録で納付済みとされている国民年金保険料額と一致することから、請求者が請求期間⑨及び⑩の免除分の保険料を納付したと推認する事情を見いだすことができないこと、iii) 請求期間⑨及び⑩は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進されたこと及び平成14年度からは収納事務が国に一元化され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間⑨及び⑩の免除承認期間の保険料を納付したと推認することができない。

- 3 請求者は、請求期間③及び⑦について、これら期間は出国中の期間である旨陳述しているところ、当時、在外邦人については、国民年金は任意加入対象者となり、任意加入手続を行わなかった場合、出国期間は国民年金未加入期間となる。また、任意加入被保険者は遡って被保険者資格を取得することができないため、任意加入手続は出国前に行う必要がある。

請求期間③について請求者は、年金記録では国民年金未加入期間になっているが、母親に出国中の保険料納付を依頼し、帰国後に納付したことを確認した旨陳述している。しかし、請求者は、母親からの当時の状況の聴取について、母親は体調不調のため困難としており、母親から確認することができないため、当時の状況の詳細は不明であるところ、i) オンライン記録によると、請求者は、請求期間③前の平成2年1月1日に、厚生年金保険被保険者資格取得に伴い国民年金被保険者資格を喪失（処理日は平成2年3月1日）していること、ii) その後の国民年金被保険者資格取得（厚生年金保険被保険者資格喪失に伴い平成2年6月22日取得）の処理は、請求期間③後の平成3年10月11日に、出国に伴う国民年金被保険者資格喪失（平成2年6月25日）及び帰国に伴う国民年金被保険者資格取得（平成3年9月26日）の処理と同日に行われていること、iii) これら国

民年金被保険者資格の取得・喪失は、請求者が所持する年金手帳の「国民年金の記録（１）」欄の記載とも一致することを踏まえると、請求者は、請求期間③において国民年金に未加入であり、母親は、請求期間③の保険料を納付できなかったものと考えられる。

請求期間⑦について、請求者は、年金記録では国民年金未加入期間となっているが、平成 12 年 12 月頃までに、請求者自身が A 町役場で、請求期間⑧（全額申請免除期間）の保険料を含む約 3 万 3,900 円を納付した旨陳述している。しかし、オンライン記録によると、請求者は、平成 12 年 4 月 1 日の国民年金被保険者資格を再取得（処理日は同年 5 月 25 日）し、その後、請求期間⑦後の同年 8 月 22 日に、出国に伴う被保険者資格喪失（同年 4 月 18 日）及び帰国に伴う被保険者資格取得（同年 7 月 14 日）の処理が行われていることから、請求者は、任意加入手続を行わずに出国したものと推察され、出国中及び帰国後に請求期間⑦の保険料を納付したとは考え難い。このため、仮に請求期間⑦の保険料が納付されたとすれば、出国前ということになるが、i) A 町の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても請求期間⑦直前の平成 12 年 4 月分の保険料は納付と記録されているものの、請求期間⑦の保険料は未納と記録されていること、ii) オンライン記録によると、平成 12 年 4 月分の保険料は、帰国後の平成 13 年 6 月 29 日に納付されていること（平成 12 年 4 月分の保険料は、平成 29 年 9 月に還付）から、請求者が出国前に請求期間⑦の保険料を納付したと推認することができないほか、請求期間⑦は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤は考え難く、請求者が請求期間⑦の保険料を納付したと推認する事情を見いだすことができない。

- 4 請求者は、請求期間⑩について、年金手帳の「国民年金の記録（１）」欄に「(付加) 平 8 年 1 月 5 日任意」の記載があること、及び自身も昭和 61 年 6 月（国民年金被保険者資格を最初に取得した時期）から平成 22 年 2 月までの間に、数回付加保険料納付の申出を行い、数回付加保険料を納付した記憶があることから、記録の訂正を求めている。しかし、オンライン記録及び A 町の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求者が付加保険料納付の申出を行った形跡はないところ、この年金手帳の記載について、A 町は、当時の国民年金を担当していた者は既に退職しており、詳細は不明としていることから、請求者が平成 8 年 1 月 5 日に付加保険料納付の申出を行ったと推認する事情を見いだすことができない。

また、仮に、当該記載が請求者が A 町に付加保険料納付の申出を行ったことを示すとしても、付加保険料の納付は申出を行った月以降から納付が可能であるため、請求期間⑩のうち昭和 61 年 6 月から平成 7 年 12 月までについては、付加保険料の納付はあり得ない。

さらに、請求者は平成 8 年 1 月において全額申請免除とされていたところ、社会保険庁通知（昭和 45 年 11 月 27 日付け庁文発 2782 号）により、全額申請免除者については、付加保険料を納付する者でないものとして取り扱うこととされて

いたことから、社会保険事務所において、申出が受理されなかった可能性も否定できない。

- 5 請求者が提出した資料のほかに、平成8年12月以前の請求期間については、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、平成9年1月以降の請求期間については、請求者が請求期間の保険料を納付したことが确实と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。